

## 逗子市環境クリーンセンター清掃業務委託仕様書

### 1 委託業務名 環境クリーンセンター清掃業務委託

### 2 業務の目的

適切な清掃業務を行うことにより、常に清潔な状態を保つとともに、建物の美観、設備等の機能を最大限に発揮することを目的とする。

### 3 履行場所 逗子市環境クリーンセンター（逗子市池子4丁目956番地）

### 4 委託期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

### 5 用語の意義

この仕様書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 環境クリーンセンターとは、管理棟、破砕処理棟、焼却処理棟、詰所、計量室、洗濯室をいう。
- (2) 市職員とは、発注者に所属する職員で業務担当者をいい、従事者とは受注者に所属する職員で清掃業務に従事する者をいう。

### 6 業務の内容

- (1) 日常清掃業務 別添 日常清掃業務内容書のとおり
- (2) 定期清掃業務 別添 定期清掃業務内容書のとおり
- (3) 特別清掃業務 別添 特別清掃業務内容書のとおり

### 7 指示事項

- (1) この仕様書は清掃業務の大要を示すものであるから、仕様書に定めのない事項または疑義がある事項であっても、発注者が美観または管理上必要と認め、従事者で業務実施が可能な作業については、発注者、受注者が協議のうえ委託金額の範囲内で実施するものとする。
- (2) 受注者は、契約締結後直ちに、従事者を選任し、書面を以って発注者に報告するものとする。
- (3) 契約期間中は従事者の変更を行わないものとする。ただし、やむを得ず変更する時は、受注者は変更届を発注者に提出するものとする。
- (4) 従事者が病気、事故等により勤務できない時は、受注者は直ちに補助従事者を確

保する等、万全の措置をとらなければならない。

## 8 従事者の服務

- (1) 従事者は受注者が定め、発注者が承認した服装を着用し、名札を上着の左胸部に付けなければならない。
- (2) 従事者は担当業務の精通に努め、常に規律を守り、品位を保ち、明朗親切に行動しなければならない。
- (3) 従事者は作業にあたって発注者の業務に支障のないよう、次の事項に充分注意し、作業上の衛生及び火気の取扱いには十分注意して作業を行わなければならない。特に精密機器を据付けている場所が多いので衝撃、ごみ、火気、湿気等故障の原因とならないよう充分注意して作業しなければならない。
  - ア 可能な限り、ごみやほこりを飛散させないこと。
  - イ 機械備品等に対し、清掃器具類による衝撃を与えないこと。
  - ウ 水の使用にあたっては人、機械備品等にかけないこと。
  - エ 引火性の強いガソリンやベンジン等の薬品は絶対に使用しないこと。
  - オ その他細部については発注者、受注者が協議して定めること。
- (4) 従事者は環境クリーンセンター、機械備品等に破損箇所を発見したときは、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (5) 従事者は環境クリーンセンターの防火管理については、防火管理者の定める消防計画に従わなければならない。
- (6) 従事者は事故または事故発生が予測されるときは、臨機に対応できるよう行動しなければならない。
- (7) 従事者は市職員と連絡、調整を密にし、環境クリーンセンターの管理業務に協力しなければならない。

## 9 経費の負担

- (1) 発注者が負担する経費は、次のとおりとする。
  - ア 作業上必要とする電力、水道及びガス料金
  - イ 設備器具類の部品代、修繕料
  - ウ 衛生消耗品（トイレットペーパー、石けん、ビニール袋）等
- (2) 受注者が負担する経費は次のとおりとする。
  - ア 清掃作業上必要な器具材料（衛生消耗品を除く）等
  - イ 従事者の服装及び作業に必要な保護手袋等
  - ウ 業務における作業報告書類一式
  - エ 連絡に必要な通信機及び通信料等

10 業務の引継ぎ

業務の引継が発生した場合は、適正な業務を継続して行うため、委託期間以前に引継を行うものとする。引継ぎ期間は10日間程度とする。

11 逗子市環境方針の遵守

受注者は、逗子市が定めた逗子市環境方針を遵守し、環境に負荷を与えないように業務を履行しなければならない。

12 その他

この仕様書について、発注者と受注者との間に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めてない事項については、その都度発注者、受注者が協議のうえ定めるものとする。

## 日常清掃業務内容書

### 1 任 務

日常清掃業務を主たる任務とする。

従事者は、業務の遂行にあたり、計画的かつ効果的に実施するよう常に心がけなければならない。

### 2 配置人員 1名を想定（複数人の勤務によるシフト制でも可）

### 3 勤務日及び勤務時間

(1) 勤務日 月曜日から金曜日

(国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む)

(年末年始12月31日から1月3日は除く)

(2) 勤務時間 8時15分から14時00分まで

※発注者は、必要と認めるときは、土曜日・日曜日及び年末年始の業務について、受注者と協議するものとする。

### 4 業務内容

(1) 別に定める清掃箇所、清掃回数及び作業内容に基づいた清掃

(2) トイレトペーパー、防臭剤、石けん等の衛生材料の補充

(3) 作業用品の管理

(4) 清掃業務日誌の記録及び報告

(5) その他発注者の指示する事項

### 5 注意事項

(1) 作業は静かに行うこと。

(2) 作業上使用する水を通行人、壁、物品等に飛散しないよう注意すること。

(3) 作業時間は原則として勤務時間中とするが、発注者の業務に支障のないよう注意しなければならない。

(4) 汚れのひどいところ、通行の頻繁な場所は常に見廻り、随時必要な清掃をし、清潔な状態を保っておかななければならない。

### 6 清掃場所、清掃回数

清掃場所、清掃回数については、「作業概要書」に定めるものとする。

## 7 清掃作業内容

- (1) 机上进行雑巾及び化学処理雑巾で拭く。
- (2) 紙屑入れの内容物を処理し、容器を清掃する。
- (3) 床面は、自在ほうき及び化学モップで埃をとる。
- (4) 床面の汚れのひどいときは中性洗剤で拭き上げる。
- (5) 扉・間仕切りの拭き清掃をする。
- (6) 衛生陶器類は中性洗剤で清掃し、除去できない汚れは弱酸性洗剤を使用し清掃する。
- (7) 流し台と給湯器の周辺を清掃する。
- (8) 洗い場及び浴槽内は浴室用洗剤で洗浄し、清水仕上げして、湯張りする。
- (9) 洗面台を清掃し、鏡を拭く。
- (10) 手摺の拭き掃除をする。
- (11) 立体面は毛バタキで塵を取り除く。
- (12) 換気扇の塵を取り除く。
- (13) 便所床面は毎月1回水を散布し、デッキブラシを用い清掃する。
- (14) 便所床排水トラップへ注水補充する。

## 定期清掃業務内容書

### 1 業務名

定期清掃業務

### 2 作業日

発注者が指定する日（年1回）

### 3 清掃業務の方法

- (1) 作業の実施にあたっては、常に火災、盗難及びその他の事故が発生することのないよう十分に注意すること。
- (2) 従業員は作業にあたり、清掃業務に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 床面清掃（洗剤ワックス仕上げ）部分は、容易に移動し得る椅子、机等の備品は移動させて丁寧に掃き、床材に適した洗剤を用い、洗浄し、汚水を十分に除去した後、ワックスを塗布して仕上げを行うものとする。また、必要に応じて剥離作業を行う。
- (4) 作業は静粛かつ丁寧にいき、建物品物を損傷させ又は通行者に塵、ほこり、清掃用液等を飛散させないように十分に注意すること。
- (5) 床面にワックスを塗った後、十分乾かすなど滑らない対策を講じること。
- (6) ガラス清掃は、窓ガラス内外面を清水又は専用洗剤により拭き上げ、スクイジー等により仕上げる。
- (7) 網戸清掃は、網戸内外面の除塵を行い、適正な洗剤による洗浄後、清水にて拭き上げる。
- (8) ガラス周りのサッシ枠・棧をタオル等で清拭する。

### 4 作業箇所

- (1) 床面清掃 別紙1のとおり
- (2) ガラス清掃 別紙2のとおり

### 5 その他の留意事項

- (1) 床清掃実施について
  - ア 事務室・会議室の椅子等は、清掃直前の勤務日に発注者が机等の上に上げて退庁するが、清掃終了後は受注者が当該椅子等を机等から降ろしておくこと。
  - イ 各洗浄において、洗浄水の浸水のおそれのある床コンセント等は、適正な養生を行うこと。

(2) 定期清掃業務の実施時間

定期清掃業務は、原則、午前8時15分～午後5時までに実施するものとし、特別な理由等により、本業務が午後5時までに完了しない場合は、事前に了解を得ること。

(3) その他細部については、市職員の指示に従うこと。

## 床面定期清掃 作業箇所

棟名	階	箇所	床材	床面積㎡	洗浄・ワックス
管理棟	2	玄関・階段室	Pタイル	25.0	洗浄のみ
管理棟	2	男子便所	陶製タイル	8.0	洗浄のみ
管理棟	2	女子便所	陶製タイル	6.5	洗浄のみ
管理棟	2	事務室	Pタイル	58.0	○
管理棟	2	会議室	Pタイル	58.0	○
管理棟	2	更衣室	Pタイル	13.5	○
管理棟	2	湯沸室	Pタイル	4.0	○
管理棟	2	仮眠室	畳	16.5	
管理棟	2	仮眠室	Pタイル	1.5	○
管理棟	2	脱衣室	クッションフロアー	8.0	
管理棟	2	浴室	陶製タイル	10.0	
管理棟	2	浴室	Pタイル	1.8	○
管理棟	2	廊下	Pタイル	57.0	○
焼却棟	2	クレーン操作室	Pタイル	21.0	
焼却棟	1	中央制御室	タイルカーペット	75.0	
焼却棟	1	休憩室	Pタイル	20.0	
焼却棟	1	便所	陶製タイル	6.9	
破碎棟	1	便所	陶製タイル	1.2	
破碎棟	2	操作室	Pタイル	35.0	○
詰所	2	食堂	Pタイル	70.0	○
詰所	2	台所	長尺プラスチックシート	5.0	
詰所	2	浴室洗い場	タイル	11.5	
		浴室脱衣所	長尺プラスチックシート		
		浴室シャワー室	タイル		
詰所	2	階段	タタキ	20.0	
詰所	2	廊下	タタキ	35.2	
詰所	2	便所	タイル・タタキ	7.2	
計量室	1	便所	陶製タイル	4.0	
計量室	1	事務室	Pタイル	25.0	
洗濯室	1	便所	タタキ	6.0	

## ガラス定期清掃 作業箇所

棟名	箇所	面積(m <sup>2</sup> )	備考
管理棟	玄関・階段室	20	
管理棟	事務室	17	内側のみ
管理棟	会議室	15	内側のみ
管理棟	クレーン操作室	12	内側のみ
管理棟	クレーン操作室前通路	6	内側のみ
管理棟	給湯室	1	
管理棟	仮眠室	13	
管理棟	脱衣室	3	
管理棟	浴室	4	
焼却棟	中央制御室	14	
焼却棟	休憩室	9	
破碎棟	操作室	11	内側のみ
	合計	125	

## 特別清掃業務内容書

1 業務名 特別清掃業務

2 作業日 発注者が指定する日（年1回）

3 作業箇所

- (1) 管理棟内トイレ床面 2か所
- (2) 洗濯室横トイレ床面 1か所
- (3) 計量室内トイレ床面 1か所
- (4) 焼却処理棟トイレ床面 1か所

4 実施要領

- (1) 什器等の移動を行う
- (2) 床面を自在ほうき、ダストモップ、真空掃除機で除塵する。
- (3) 適正に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。
- (4) 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。
- (5) 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。
- (6) 床全面をモップで2回以上拭き上げ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。
- (7) 上記(1)～(6)の作業を行っても汚れが落ちない場合は、適正な表面洗浄洗剤を使用の上、汚れを除去する。
- (8) 移動した什器等を元の位置に戻す。

作業概要書

管理棟

階	箇所	床材	面積 m <sup>2</sup>	作業日	備考
2	男子便所	陶製タイル	8.0	月・木	大便器 2器 小便器 2器 洗面台 2台
2	女子便所	陶製タイル	6.5	月・木	大便器 1器 洗面台 1台
2	脱衣室	クッションフロア	8.0	月～金	洗面台 2台
2	浴室	陶製タイル	10.0	月～金	
2	湯沸室	プラスチックタイル	4.0	水	流し台 1台
2	廊下	プラスチックタイル	57.0	月・水・金	
1	玄関・階段室	プラスチックタイル	25.0	月・水・金	
2	仮眠室	畳	16.5	月・木	

破碎処理棟

階	箇所	床材	面積 m <sup>2</sup>	作業日	備考
1	便所	陶製タイル	1.2	木	大便器 1器
2	操作室	プラスチックタイル	35.0	木	

焼却処理棟

階	箇所	床材	面積 m <sup>2</sup>	作業日	備考
1	便所	陶製タイル	6.9	火・木	大便器 1器 小便器 1器 洗面台 1台
1	中央制御室	タイルカーペット	75.0	火	
2	クレーン操作室	プラスチックタイル	21.0	水	
1	休憩室	プラスチックタイル	20.0	火	

詰所

階	箇所	床材	面積 m <sup>2</sup>	作業日	備考
2	食堂	Pタイル	70.0	火・木	テーブル 15台 テーブル拭き
2	台所	長尺プラスチックシート	5.0	月～金	流し台 1台
2	浴室洗い場	タイル	11.5	月～金	洗面台 2台
	浴室脱衣室	長尺プラスチックシート			
	浴室シャワー室 ( 3 基 )	タイル			
2	階段	タタキ	20.0	月・水・金	
2	廊下	タタキ	35.2	月・水・金	
2	便所	タイル・タタキ	7.2	月・水・金	大便器 2器 小便器 2器 洗面台 1台

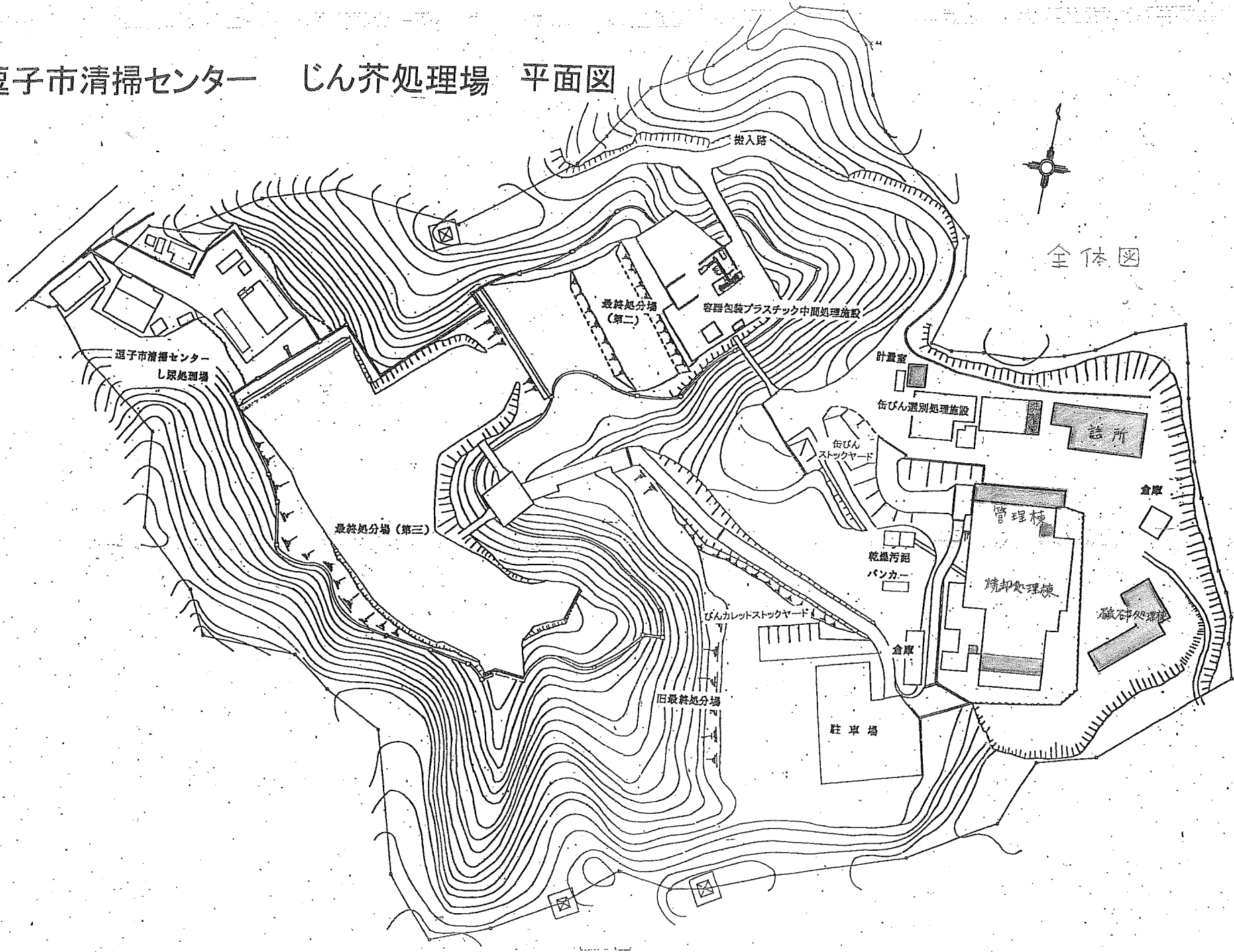
計量室

階	箇所	床材	面積 m <sup>2</sup>	作業日	備考
1	便所	陶製タイル	4.0	月・木	大便器 1器 洗面台 1台
1	事務室	プラスチックタイル	25.0	火・木	

洗濯室

階	箇所	床材	面積 m <sup>2</sup>	作業日	備考
1	便所	タタキ	6.0	月・水・金	大便器 3器 小便器 2器 洗面台 1台

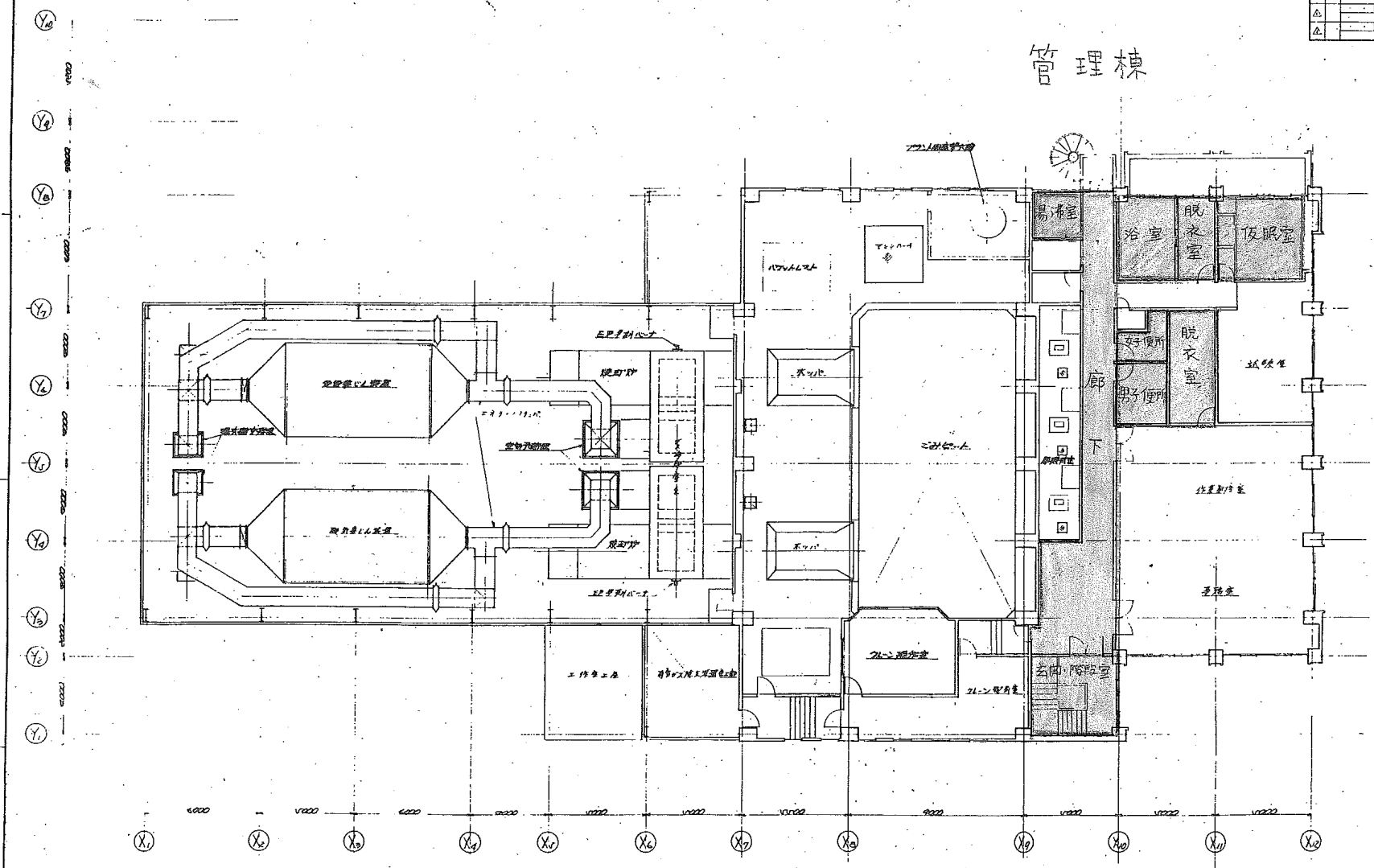
# 逗子市清掃センター じん芥処理場 平面図



全体図

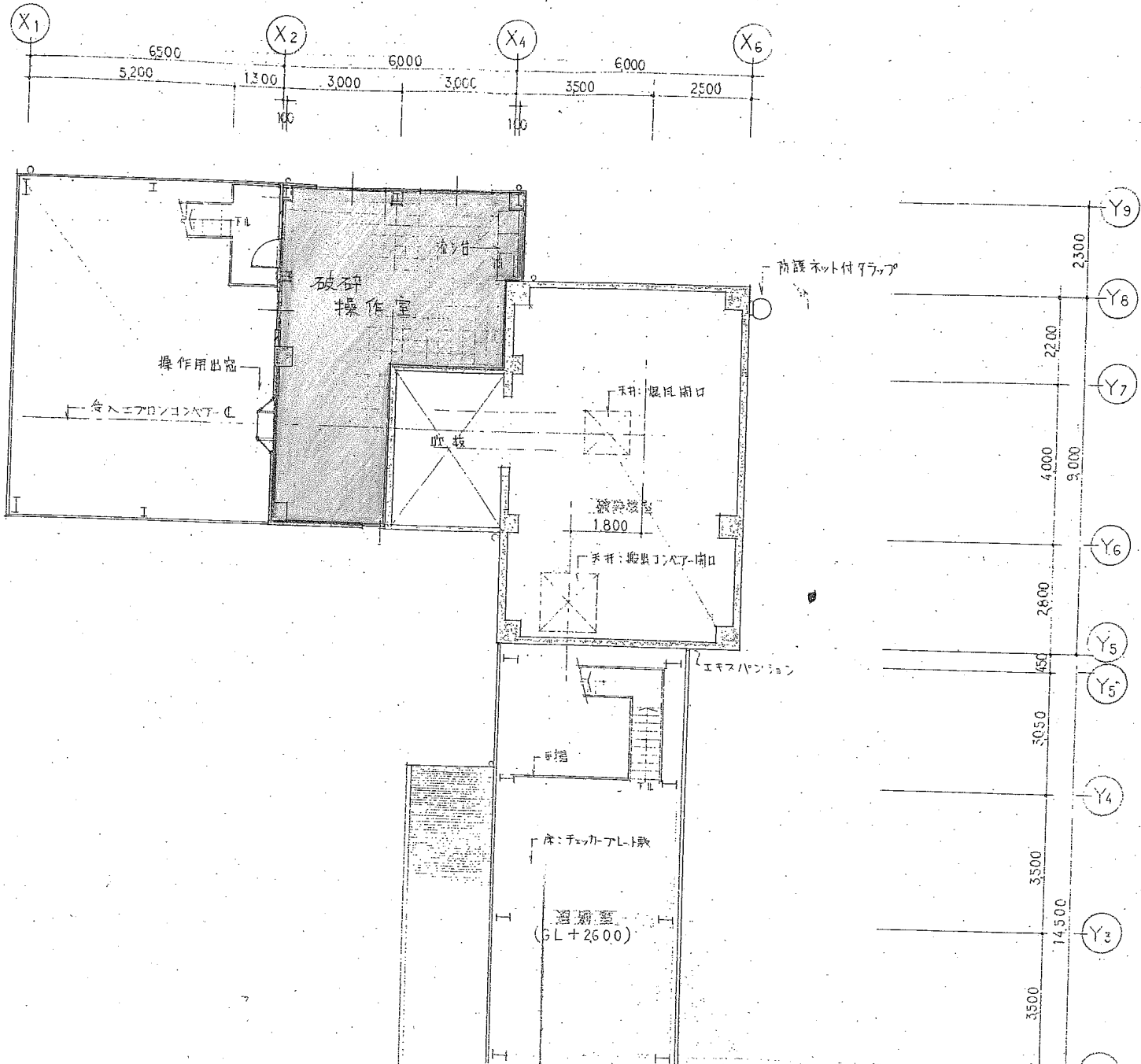
1:1	2	3	4	5	6
1:1	2	3	4	5	6
△					
△					
△					
△					

# 管理棟

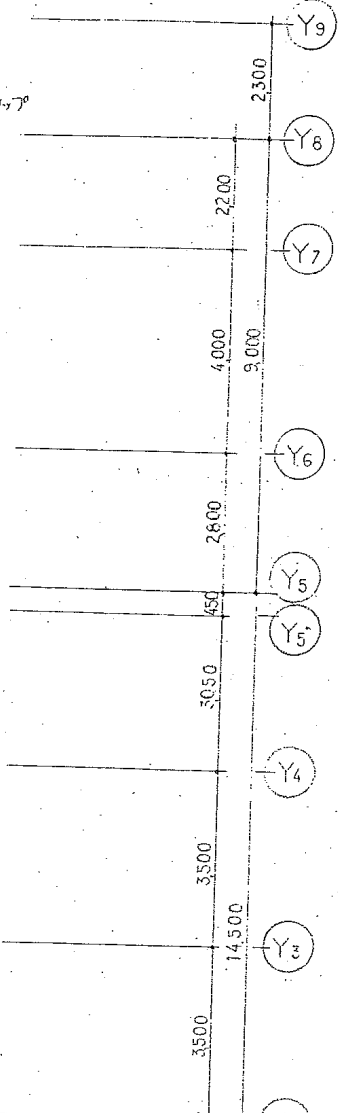
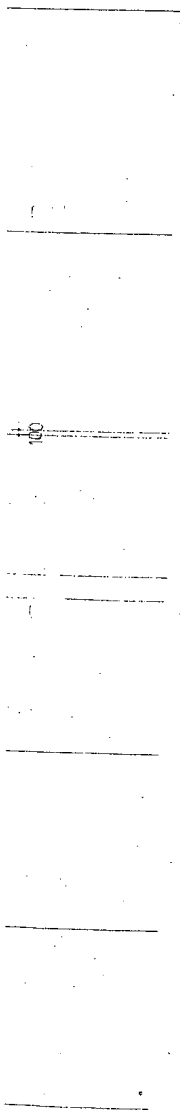




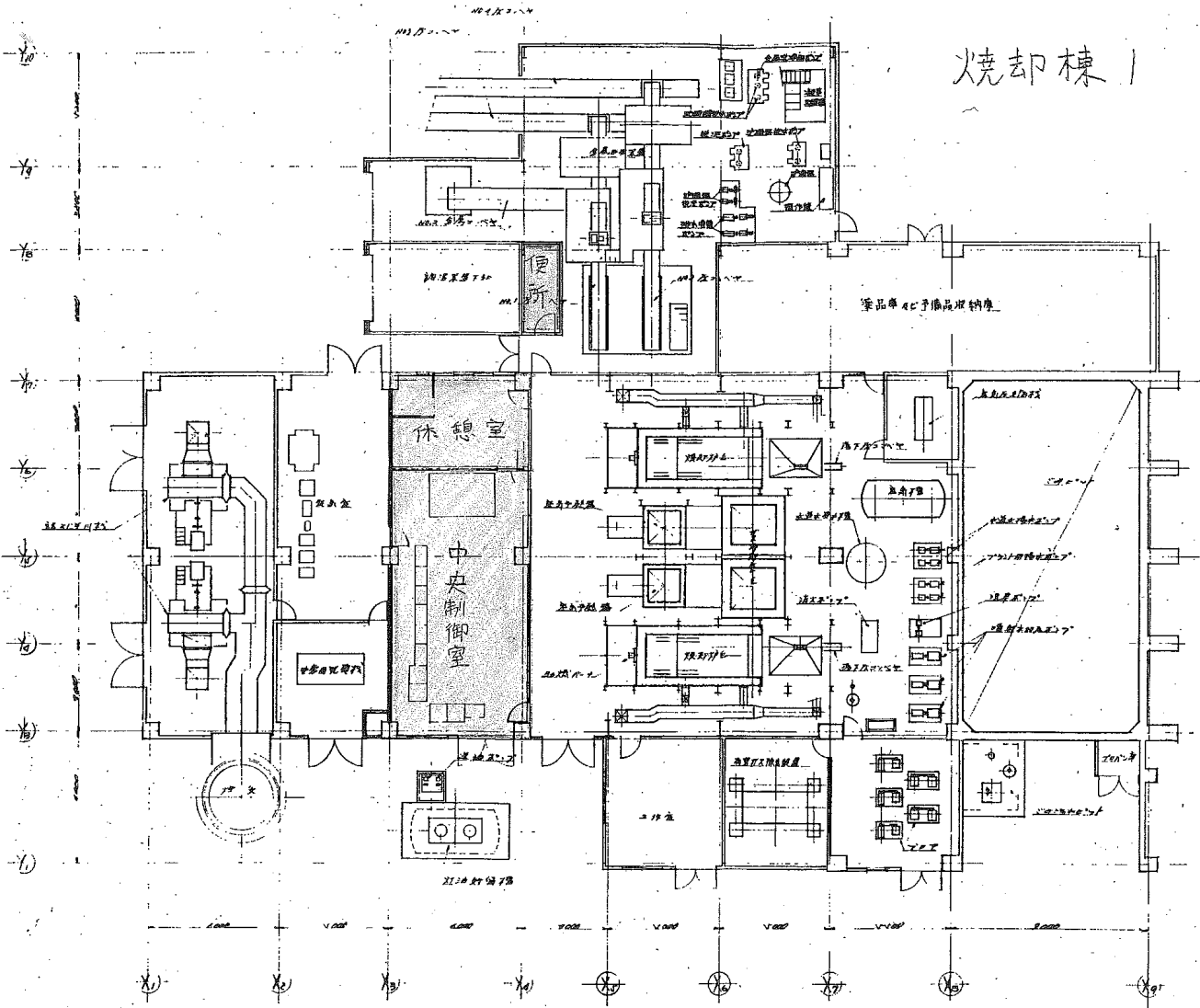
# 破砕棟 2 (2階)



兼用	
形式	個数



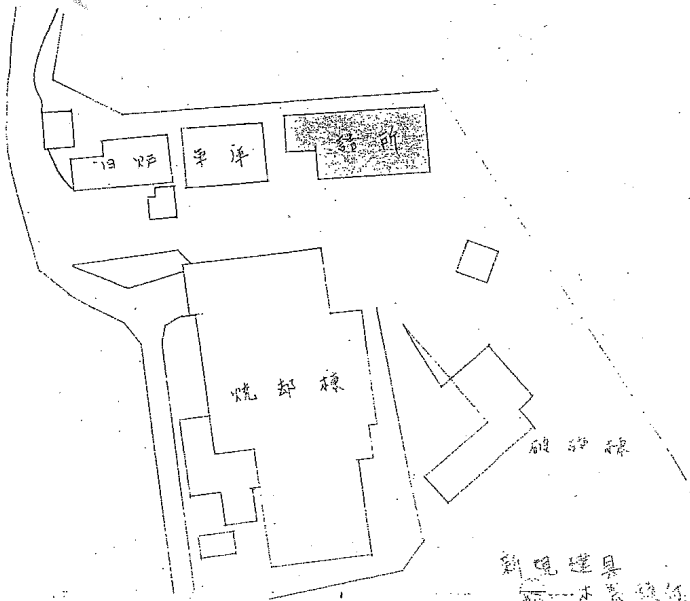
△	
△	
△	
△	



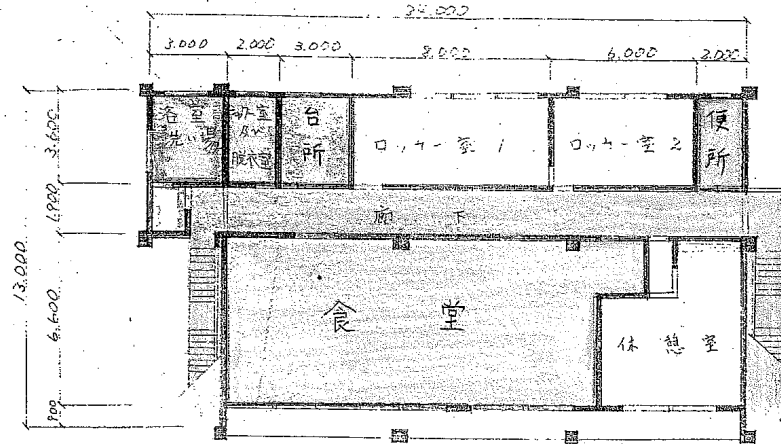


# 詰所

案内図



施工打所



詰所平面図 2階 1/200  
(改修前)

凡例

- △ シャワー
- 水栓 (混浴自在等)
- ⊕ 排水位置
- 給水管
- - - 給湯管
- 換気扇

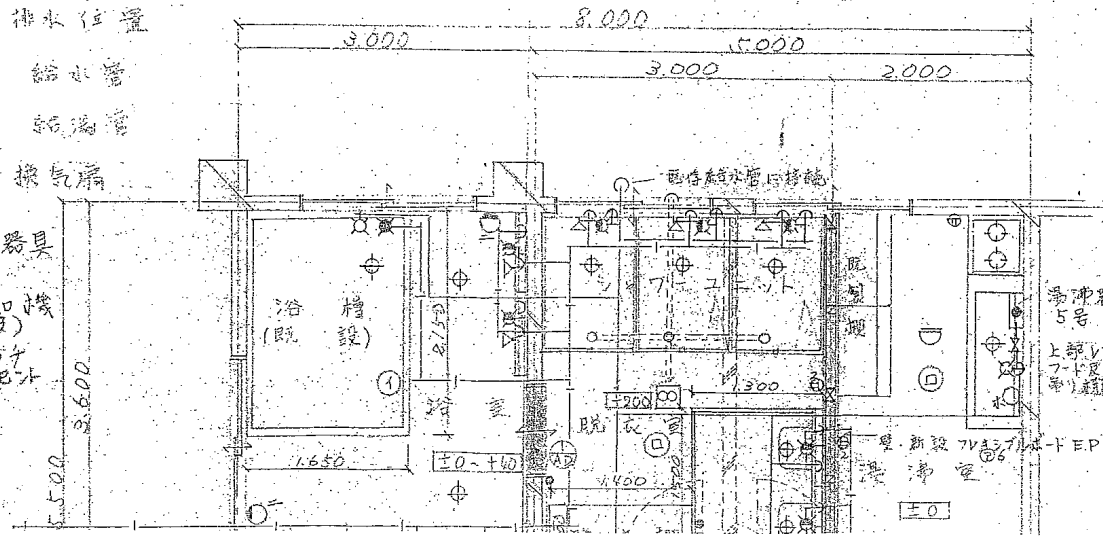
新設建具

- ① 木製鏡箱7ヶ、鏡戸 H 1,800 x W 800 2ヶ所 (対称入り) 極客線④4.0.P 建具金物 一式共
- ② ガラス 脱衣室一枚ガラス湯沸室1枚×1
- ③ アルミ製一本引戸 1,800 x W 800 1ヶ所 (上下室ガラス) 建具金物 一式共

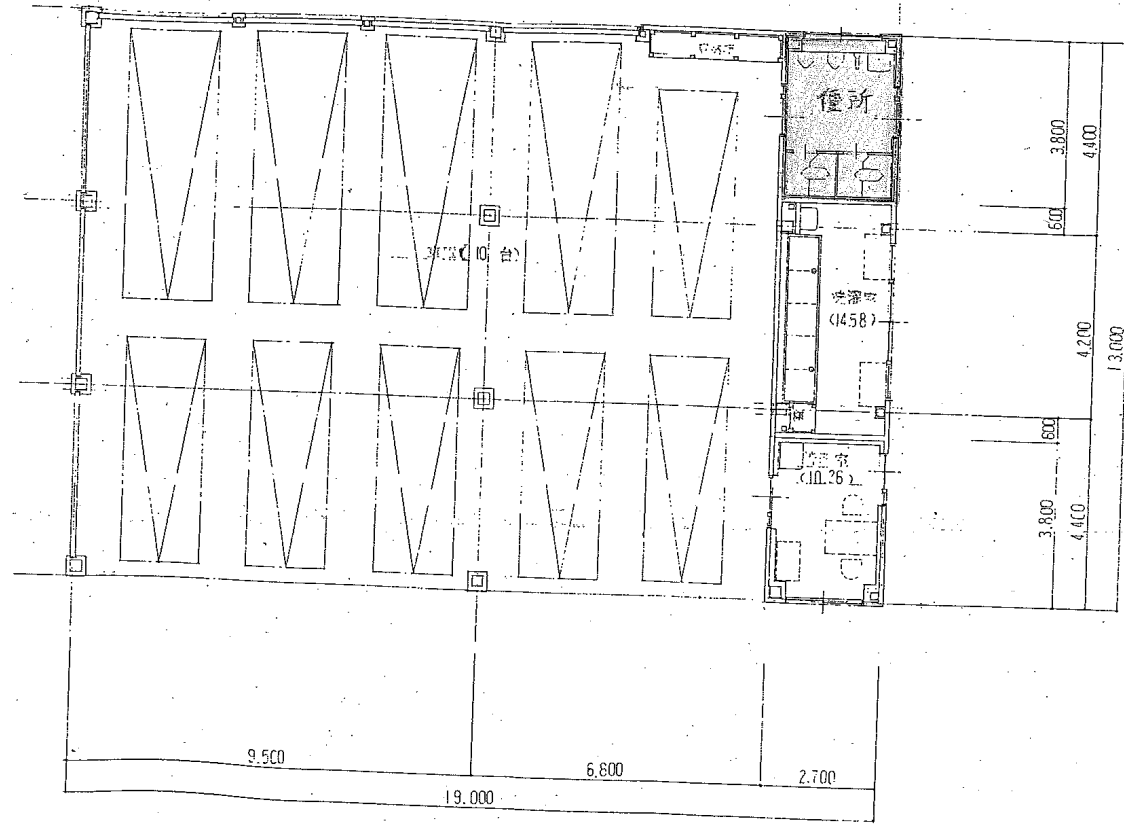
仕上表

	浴室	脱衣室	湯沸室	洗面室
床	モルタル左官 下地モルタル タイル貼)	711-70P下地 (T.N.4.0.12米) モルタル貼 タイル貼)	モルタル左官 下地長尺 貼り④0.2	既存床組上 下地モルタル 長尺シイト貼) ④0.2
壁	腰上モルタル A.E.P	腰上モルタル A.E.P	同左	同左
幅木		ラワン D.P H=100	同左	同左
天井	A.E.P	補修の上 A.E.P	同左	同左

- 照明器具
- ⊖ 感知機 (火報)
- ⊕ スイッチ コンセント



# 洗濯室



平面図 (24.00 ㎡)

NOTE	株式会社 奥野建築設計事務所	DATE	TITLE (塵芥処理場) 収集車庫庫 建設工事	ITEMS 平面図	SCALE	NO.
		JOB				